伊賀市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

伊賀市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。 平成28年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市水道事業の設置等に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 272 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業(産業汚水処理施設を含む。以下同じ。)、農業集落排水事業(コミュニティ・プラント処理施設及び大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設を含む。以下同じ。)及び戸別合併処理浄化槽事業をいう。以下同じ。)を設置する。

第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8 条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて上下水道事業管理者(以下

「管理者」という。) 1人を置く。

第3条第2項中「水道部」を「上下水道部」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」 を加え、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の3項を加え、同条を第 3条とする。

- 3 公共下水道事業の名称、計画処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 4 農業集落排水事業の名称、計画処理区域、計画処理人口及び計画1日平均処理水量は、 別表第3に掲げるとおりとする。
- 5 戸別合併処理浄化槽事業の対象となる戸別合併処理浄化槽は、し尿及び雑排水(工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を各戸ごと(共同住宅にあっては、各共同住宅ごと)に処理する50人槽以下の浄化槽であって市が設置したものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及 び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道 事業に法の規定の全部を適用する。

別表中「第2条関係」を「第3条関係」に、「緑ヶ丘東町」を「緑ケ丘東町」に、「緑ヶ丘中町」を「緑ケ丘中町」に、「緑ヶ丘本町」を「緑ケ丘本町」に、「緑ヶ丘西町」を「緑ケ丘南町」に、「扇ケ原」を「島ヶ原」に、「桐ヶ丘一丁目」を「桐ケ丘一丁目」に、「桐ヶ丘二丁目」を「桐ケ丘二丁目」に、「桐ヶ丘三丁目」を「桐ケ丘三丁目」に、「桐ヶ丘三丁目」を「桐ケ丘五丁目」に、「桐ヶ丘五丁目」を「桐ケ丘五丁目」に、「桐ヶ丘五丁目」を「桐ケ丘五丁目」に、「桐ヶ丘五丁目」を「桐ケ丘大丁目」に、「桐ヶ丘七丁目」を「桐ケ丘大丁目」に、「桐ヶ丘七丁目」を「桐ケ丘七丁目」に、「桐ヶ丘八丁目」を「桐ケ丘大丁目」に、「桐ヶ丘七丁目」を「桐ケ丘七丁目」に、「桐ヶ丘八丁目」を「桐ケ丘大丁目」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2(第3条関係)

名称	計画処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量
上野新都市浄化	下水道法(昭和33年法	下水道法第4条第	下水道法第4条第
センター	律第79号) 第4条第1	1項の規定により	1項の規定により

	項の規定により定め	定めた事業計画に	定めた事業計画に
	た事業計画に定める	定める人口	定める水量
	区域		
柘植浄化センタ	下水道法第4条第1	下水道法第4条第	下水道法第4条第
<u> </u>	項の規定により定め	1項の規定により	1項の規定により
	た事業計画に定める	定めた事業計画に	定めた事業計画に
	区域	定める人口	定める水量
せせらぎ浄化セ	下水道法第4条第1	下水道法第4条第	下水道法第4条第
ンター	項の規定により定め	1項の規定により	1項の規定により
	た事業計画に定める	定めた事業計画に	定めた事業計画に
	区域	定める人口	定める水量
希望ヶ丘浄化セ	下水道法第4条第1	下水道法第4条第	下水道法第4条第
ンター	項の規定により定め	1項の規定により	1項の規定により
	た事業計画に定める	定めた事業計画に	定めた事業計画に
	区域	定める人口	定める水量
島ヶ原浄化セン	下水道法第4条第1	下水道法第4条第	下水道法第4条第
ター	項の規定により定め	1項の規定により	1項の規定により
	た事業計画に定める	定めた事業計画に	定めた事業計画に
	区域	定める人口	定める水量
上野新都市産業	上野新都市産業用地		
汚水処理施設	の一部		

別表第3 (第3条関係)

名称	計画処理区域	計画処理人口(人)	計画1日平均処理水量
			(立方メートル)
上之庄地区農業集	伊賀市上之庄の一	640	173
落排水処理施設	部、山出の一部		
朝屋百田地区農業	伊賀市朝屋、長田の	670	181
集落排水処理施設	一· 部		

下友生地区農業集	伊賀市下友生の一	600	162
落排水処理施設	部		
桂地区農業集落排	伊賀市桂の一部	190	52
水処理施設			
古山地区農業集落	伊賀市菖蒲池、古山	1, 430	387
排水処理施設	界外、鍛冶屋、東谷、		
	蔵縄手、安場の一		
	部、湯屋谷		
比自岐地区農業集	伊賀市摺見、比自	1,020	276
落排水処理施設	岐、岡波		
府中地区農業集落	伊賀市千歳の一部、	5, 750	1, 554
排水処理施設	一之宮の一部、外山		
(コミュニティ・	の一部、服部町の一		
プラント処理施	部、坂之下、東条、		
設)	西条、印代、山神、		
	土橋		
西高倉地区農業集	伊賀市西高倉の一	1, 280	346
落排水処理施設	部		
猪田地区農業集落	伊賀市猪田の一部、	1,980	535
排水処理施設	山出の一部、笠部		
長田地区農業集落	伊賀市長田の一部	1,220	330
排水処理施設			
花之木地区農業集	伊賀市大野木、大	1,960	530
落排水処理施設	内、法花、七本木		
西山地区農業集落	伊賀市西山の一部	520	141
排水処理施設			
神戸地区農業集落	伊賀市上神戸、下神	2,600	702
排水処理施設	戸、枅川、上林、古		
	郡、比土		

花垣地区農業集落	伊賀市予野、大滝、	1, 460	395
排水処理施設	白樫、治田		
依那古地区農業集	伊賀市依那具、城ヶ	2, 720	735
落排水処理施設	丘、市部、才良、沖、		
	上郡、下郡、下郡南、		
	森寺		
壬生野東部浄化セ	伊賀市山畑の一部、	1, 440	389
ンター	川東の一部		
上三ヶ区地区農業	伊賀市島ヶ原の一	780	211
集落排水処理施設	部(大道、奥村、中		
	村(桜ヶ丘地区を除		
	<₀))		
中矢地区農業集落	伊賀市島ヶ原の一	340	92
排水処理施設 第	部(中矢(高坂地区		
1	を除く。))		
中矢地区集落排水	伊賀市島ヶ原の一	20	5
処理施設 第2	部(中矢(高坂地		
(単独)	区))		
平田地区農業集落	伊賀市平田の一部	460	124
排水処理施設			
真泥地区農業集落	伊賀市真泥の一部	390	105
排水処理施設			
奥馬野地区農業集	伊賀市奥馬野の一	150	41
落排水処理施設	部		
広瀬川北地区農業	伊賀市広瀬の一部、	360	97
集落排水処理施設	川北		
鞆田地区農業集落	伊賀市上友田、中友	1, 380	373
排水処理施設	田、下友田		
大山田農業集落家	農村総合整備モデ		

庭生活雜排水処理	ル事業等により設	
施設	置された排水処理	
	区域	

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(伊賀市公共下水道事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例及び伊賀市浄 化槽事業財政基金条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 伊賀市公共下水道事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第78号)
 - (2) 伊賀市浄化槽事業財政基金条例(平成 16 年伊賀市条例第 107 号) (伊賀市行政組織条例の一部改正)
- 3 伊賀市行政組織条例(平成16年伊賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

「建設部

- (1) 土木建設事業の総括監理に関すること。
- (2) 用地取得等に関すること。
- (3) 道路及び橋梁に関すること。
- (4) 河川及び砂防に関すること。

第2条第1項中

(5) 下水道に関すること。

を

- (6) 都市計画に関すること。
- (7) 建築及び営繕に関すること。
- (8) 市営住宅に関すること。
- (9) 建築指導に関すること。

「建設部

- (1) 土木建設事業の総括監理に関すること。
- (2) 用地取得等に関すること。
- (3) 道路及び橋梁に関すること。
- (4) 河川及び砂防に関すること。
- (5) 都市計画に関すること。

に改める。

- (6) 建築及び営繕に関すること。
- (7) 市営住宅に関すること。
- (8) 建築指導に関すること。

(伊賀市職員定数条例の一部改正)

4 伊賀市職員定数条例(平成16年伊賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号イ中「702人」を「688人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 水道事業及び下水道事業の職員 55人

(伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

5 伊賀市任期付職員の採用等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、「次項」の次に「及び第12条」を加え、「水道事業給与条例」を「上下水道事業給与条例」に改め、同条第3項中「水道事業給与条例」を「上下水道事業給与条例」に改める。

第12条中「水道事業給与条例」を「上下水道事業給与条例」に改める。

(伊賀市特別会計条例の一部改正)

6 伊賀市特別会計条例(平成 16 年伊賀市条例第 67 号)の一部を次のように改正する。 第 3 条中「、伊賀市農業集落排水事業特別会計、伊賀市公共下水道事業特別会計及び 伊賀市浄化槽事業特別会計」を削る。

別表伊賀市農業集落排水事業特別会計の項から伊賀市浄化槽事業特別会計の項までを削る。

(伊賀市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 伊賀市農業集落排水事業特別会計、伊賀市公共下水道事業特別会計及び伊賀市浄化槽 事業特別会計の廃止の際同会計に属する剰余金、債権、債務及び財産については、伊賀 市下水道事業会計に帰属するものとする。
- 8 この条例による改正前の伊賀市特別会計条例第3条に規定する伊賀市農業集落排水事業特別会計、伊賀市公共下水道事業特別会計及び伊賀市浄化槽事業特別会計の平成28 年度の決算については、なお従前の例による。

(伊賀市農業集落排水事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

9 伊賀市農業集落排水事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成 16

年伊賀市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第2条中「伊賀市農業集落排水事業特別会計予算」を「伊賀市下水道事業会計予算」に改める。

第5条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。 第6条中「市長」を「管理者」に、「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。 第7条中「市長」を「管理者」に改める。

(伊賀市手数料条例の一部改正)

10 伊賀市手数料条例(平成 16 年伊賀市条例第 115 号)の一部を次のように改正する。 別表第8中「伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例」を「伊賀 市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例」に、「伊賀市公共下水道条例」を「伊賀 市下水道条例」に、「第8条」を「第6条」に改める。

(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

11 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 (平成 16 年伊賀市条例第 116 号) の 一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「市長 (伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成 16年伊賀市条例第272号)第1条第2項に規定する下水道事業の事務に係るものについては、上下水道事業管理者)」に改める。

(伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

12 伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例 第 185 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条を第3条とする。

第6条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条 を第4条とする。

第7条ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「別表第2」を「別表第1」に、「市長」を「管理者」に改め、同条

第3項中「第7条」を「第5条」に、「市長」を「管理者」に、「別表第2」を「別表第 1」に改め、同条を第8条とする。

第11条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「第8条」を「第6条」に、「第9条」を「第7条」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に、「第9条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第12条を第10条とする。

第13条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「第6条」を「第4条」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第12条と する。

第15条中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項第1号中「第8条」を「第6条」に改め、同項第2号を次のように改め、 同条を第14条とする。

(2) 第7条の規定による届出を行わなかった者 別表第1を削る。

別表第2中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、同表壬生野東部浄化センターの項中「第9条」を「第7条」に、「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改め、同表上三ヶ区地区農業集落排水処理施設中矢地区農業集落排水処理施設第1中矢地区集落排水処理施設第2(単独)の項中「市長」を「管理者」に改め、同表鞆田地区農業集落排水処理施設の項中「市長」を「管理者」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「第11条関係」を「第9条関係」に改め、同表を別表第2とする。

(伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

13 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(以下この項において「改正前の条例」という。)の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改

14 伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 186 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「第3条」を「伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第272号)第1条第2項」に改め、同条を第3条とする。

第6条を第4条とする。

第7条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条 を第5条とする。

第8条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第6条とする。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第7条とする。

第10条を第8条とする。

第11条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第9条とする。

第12条を第10条とする。

第13条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

(伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改 正に伴う経過措置)

15 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例(以下この項において「改正前の条例」という。)の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

16 伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例 (平成 16 年伊賀市条例第 196 号) の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。 第5条、第7条及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

(伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

17 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例(以下この項において「改正前の条例」という。)の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行目前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市下水道条例の一部改正)

18 伊賀市下水道条例(平成16年伊賀市条例第219号)の一部を次のように改正する。

「第1節 公共下水道の設置 (第2条の2)

第2節 排水設備の設置等 (第3条-第8条)

目次中 第3節 公共下水道の使用 (第9条 第17条)

第4節 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等(第18条一

第5節 雑則 (第23条—第32条)

「第1節 排水設備の設置等(第3条―第8条)

第2節 公共下水道の使用(第9条—第17条)

E

第3節 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等(第

第4節 雑則 (第23条—第32条)

第22条)

に改める。

18条-第22条)

ı

第1条中「設置、管理並びに」を「管理及び」に改める。

第2章第1節を削る。

第4条第2号中「規則の」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が」に改め、同条第3号及び第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、 同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。 第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第2章第2節を同章第1節とする。

第10条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条第1項中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第2項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条から第17条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第2章第3節を同章第2節とする。

第18条から第20条までの規定及び第22条第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第2章第4節を同章第3節とする。

第23条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」 に改める。

第25条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。 第26条中「市長」を「管理者」に改める。

第27条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。 第28条ただし書中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に 改める。

第29条から第31条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第32条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。 第2章第5節を同章第4節とする。

第35条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第36条第5号及び第6号中「怠った者」を「行わなかった者」に改める。 別表第1から別表第4までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

(伊賀市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

19 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市下水道条例(以下この項において「改正前の条例」という。)の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正)

20 伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 220 号) の一部を次のように改正する。

第1条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。 第2条から第9条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

21 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例 (以下この項において「改正前の条例」という。)の規定により市長がした処分その他の 行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対し てなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及 び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為 又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

22 上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 221 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上野新都市産業汚水処理施設の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

第6条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条

を第4条とする。

第7条を第5条とする。

第8条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第9条とする。

第12条第1項中「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項各号中「市長」を「管理者」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「第6条」を「第4条」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「市長は、次の」を「次の」に改め、同項第1号中「第8条」を「第6条」に、「市長」を「管理者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第8条の規定による届出を行わなかった者

第16条第2項中「偽り」を「詐欺」に改め、同条を第14条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第12条関係」を「第10条関係」に改め、同表を別表とする。

(上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

23 この条例の施行の際現に改正前の上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例(以下この項において「改正前の条例」という。)により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例の一部改正)

24 伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 222 号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、

同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第4条から第6条までの規定、第8条、第10条第2項及び第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 第10条第2項の規定による届出を行わなかった者

(伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

25 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例(以下この項において「改正前の条例」という。)の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

26 伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年伊賀市条例第273号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例

第1条中「伊賀市水道事業の設置等に関する条例」を「伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「水道事業の管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

27 伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年伊賀市条例 第274号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条及び第2条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第4条の2中「管理者」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

(伊賀市水道事業給水条例の一部改正)

28 伊賀市水道事業給水条例 (平成16年伊賀市条例第275号) の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(伊賀市水道水源保護条例の一部改正)

29 伊賀市水道水源保護条例 (平成16年伊賀市条例第276号) の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「水道部施設課」を「上下水道部水道施設課」に改める。 (伊賀市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

30 伊賀市特別職報酬等審議会条例 (平成16年伊賀市条例第295号) の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。